

公共工事に係る予定価格及び最低制限価格運用の改正について

令和4年4月1日
京丹波町

京丹波町発注の公共工事入札に係る予定価格及び最低制限価格の運用について、最低制限価格算出式を以下のとおり、改正します。

1 予定価格

京丹波町財務規則第113条による予定価格は、設計書金額を99%から100%の割合で端数を整理した額とする。

2 最低制限価格

最低制限価格の設定方法は、原則として以下の計算式によることとし、その割合が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては、10分の7.5とし、最低制限価格入札書比較価格算出の際の端数処理については、千円未満を、切り上げ、10分の9.2で設定する場合のみ切り捨てとする。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定することがある。

また、以下の計算式以外の工種については、工事の難易度等を踏まえ設定するものとする。

工事に伴い最低限必要な費用=P

(1) 一般土木工事

$P = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.10$

(2) 建築工事

$P = (\text{直接工事費} \times 0.92 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.10$

(3) 水道工事

$P = (\text{材料費(管・弁類等の特殊製品費)} \times 0.85 + \text{材料費を除く直接工事費} \times 0.92 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.10$

この運用は、令和4年4月1日以降に入札公告又は入札通知する工事から適用する。